

午前十時 開会、開議

○議長(貫井喜代次君) ただいまから昭和五十二年第一回福生市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。
これより日程に入ります。

○議長(貫井喜代次君) 日程第一会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第百三十二条の規定により、議長において

三番 原田生也君

四番 村野武男君

五番 森田治男君

以上三名を指名いたします。

○議長(貫井喜代次君) この際報告事項がありますので、事務局長として諸般の報告をいたさせます。

(古谷議会事務局長報告)

- 一、昭和五十三年第一回福生市議会臨時会の招集について(別添参照)
 - 二、議案の送付について(別添参照)
 - 三、市議会議事説明員の委任について(別添参照)
 - 四、議案説明員の出席要求について(別添参照)
 - 五、昭和五十一年十一月分例月出納検査の結果について(別添参照)
 - 六、昭和五十一年十二月分例月出納検査の結果について(別添参照)
 - 七、随時監査の結果について(別添参照)
- 議長(貫井喜代次君) 以上で報告は終わりました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第二会期の決定を議題といたします。

今次臨時会の会期については、議会運営委員会において検討さへしておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 山石田 博君 登壇)

○議会運営委員長(山石田 博君) 第一回臨時会の会期、日程等の審議のため、去る一月二十九日に開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

今次臨時会の案件は、長より提出された市民会館建設に伴う外構工事関係の一般会計補正予算が一件であり、委員会は慎重に検討した上、日程はすでにお配りしてあるとりの順序とし、会館の付帯工事でございますので、一日も早く着工できるように即決を願うよう意見の一致をみて、会期は本日一日限りとすることに決定いたしました。

なお、理事者側から全協の申し入れがございましたので、本会議終了後行うことを委員会は了承しておりますので、あらかじめお含めおき願います。

簡単でございますが、以上のとおりでございますので、本日の会議が円滑に運営されますよう御協力をお願いいたします。御報

告といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で報告は終わりました。
お諮りいたします。

会期につきましては、委員長から報告されたとおり、二月四日の
一日限りと決定したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか、

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって会期は
一日限りと決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第三議案第一号昭和五十一年度福生
市一般会計補正予算(第七号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長 上野重勝君 登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、
議案第一号昭和五十一年度福生市一般会計補正予算(第七号)に

つきまして提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本補正予算は、市民会館の外構工事を発注するための予算
措置をいたしたものでございまして、市民会館の外構工事について
は、工事費は二千八百九十六万円、事務費等を合算すると約
三千万円にございしますが、これを調整交付金で充てようとするの
のでございます。調整交付金につきましては、前回議決をいた
だきましたどん帳といすの工事費が千九百十二万八千円の減額にな
っておりますので、実際に充当いたします調整交付金は一千三十万
円にござります。

又、これと関連いたしまして福生公園の正門の入口部分の改修
を行いますので、これに要します工事費が千四百七十六万五千円、
これは主として予備費をもって充当する予定にござります。
なお、この工事につきましては、年度末近くにござりますので、
三月三十一日までに工事が完了する見込みがございしますので、

三月定例会におきまして繰越明許の議決をいただく予定でございます。この件につきましては、たゞし防衛施設庁と協議中でございます。この協議が間もなく整う予定をいたしてあります。

総則におきまして、前年度までの既設の予算額七十一億七千三百五十五万一千円に千三十一万円を追加いたしました。その総額を七十一億八千三百八十五万一千円と定めようとするものでございます。

その内容について御説明を申し上げます。
四ページをお開きいただきたいと思ひます。

特定防衛施設周辺整備調整交付金におきまして今回一千三十一万円追加いたします。総額を一億一千二百九十三万九千九百九十九円としようとするものでございます。

なお、五十一年度における調整交付金は、五十年度分の繰越し分として四千万円、五十一年度分として一億三千八百十五万三千円が交付されておりますが、この使途につきましてはすでに御議決をいたしましたが、あるいは今回御議決をいただきますように

そしてさらに三月に追加して御議決をいただく予定をしておりますが、これらの工事に充当するつもりでございます。五十一年度分につきましては道路改修分に一千万円、加美子のグラウンド整地分として五百七十万円、一中の便所改修として九十万円、ポンプ百二十万円、これは可搬式動力ポンプでございます。それから児童遊園の整備費として二百万円、それから六号線排水管の工事として千二百十万円、これは市民会館隣のグラウンドとの間の道路でございます。この排水管の工事でございます。合せて五十一年度分については四千万円を充当しております。又、五十一年度分といたしましては、いすの分が三千四百七十二万円、どん帳分が約二千万円、外構工事に二千九百万円、残りの約五千四百万円につきましては三月において駐車場の用地を、開発公社で取得してありますので、これを振りかえて一般会計で支出していきたいと考えっておりますので、この分につきましては三月定例会における補正予算で計上させていただきます。

たいと思ひます。

次に歳出について御説明を申し上げます。

都市計画費の公園費におきまして千五百十九万三千円の追加計上をいたしますが、その内容は設計監理委託料で四十三万八千円、工事請負費として千四百七十六万五千円、この公園部分は正面入口の階段部分、これは幅五メートル、長さ二十五メートルにわたりまして改修いたし、そして正門のまわりの磁器タイルあるいはレンガタイル等、さらに従来の門とか既設の便所等がござりまするが、これを撤去いたしましたしてこの部分に街灯三機をつけることになっております。これらの工事費が一千万七千七百七十六万五千円ということになります。

次に社会教育費の学習室供用施設等建設費におきまして千八十二万二千円の計上をいたしますが、事務費につきましては委託料の設計監理委託料で八十四万円その他がございまして、工事費の追加分として二千八百九十六万円を必要と

いたしますけれども、既決予算のうちのですと人帳の工事分の請負費が千九百十一万八千円余りますので、それをこの中で相殺させていたきたいと考えております。又いす、人帳の減額分につきましては、四号補正でしたか、いすに三千四百七十五万八千円、人帳に四千円、合計七千四百七十五万八千円の議決をいたしましたが、実際に発注の段階に至りまして人帳分が二千八十八万二千円と大幅に減額となりましたので、その減額分千九百十一万八千円が今回相殺をいたして計上いたしたのでござります。

なお、予備費におきまして、先ほど申し上げましたように主として公園の整備に充當いたしました千五百七十二万五千円を減額をさせていたが、歳入歳出合せまして一千三十万円というところでござります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（會員井喜代次君）以上を提案理由の説明は終わりました。

こいより本案に対する傾疑を行います。

(説明中の訂正発言あり) (五行抹消)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上を傾疑を終わります。

○十八番(東田正治君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第一号については、委員全付託及び討論を省略し、原案のとおり可決を願うことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま東田正治君から、本案は原案とあり可決をいたす旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決すること、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって

議案第一号は原案とあり可決いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもち、昭和五十二年第一回福生市議会臨時会を閉会いたします。

午前十時十五分 閉議 閉会

署名議員

福生市議会議長 貫井喜代次

議員 原田生也

議員 村野武男

議員 森田治男

（提案説明中における訂正発言）

○企画財政課長（上野重勝君）訂正させていただきます。

ただし調整交付金の中で「五十一年度分四千万円、五十二年
度分一億三千八百万円」と申しあげましたが、「五十一年度分の
繰越分が四千万円、五十一年度分が一億三千八百万円」とい
います。つしんで訂正をさせていただきます。

写 福庶発第三千三百十二号

昭和五十二年一月二十八日

福生市議会議長

貫 井 喜代次 殿

福生市長 石 川 常太郎 印

昭和五十二年第一回福生市議会臨時会の招集について

昭和五十二年一月二十八日付け、福生市告示第五号（別紙参照）をもつて、昭和五十二年第一回福生市議会臨時会を招集したので通知します。

写 福生市告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和五十二年第一回福生市議会臨時会を次のとおり招集する。

昭和五十二年一月二十八日

福生市長 石 川 常太郎 印

一 期 日 昭和五十二年二月四日

二 場 所 福生市議会議場

三 付議事件

(1) 昭和五十一年度福生市一般会計補正予算（第七号）

(写) 福庶発第三千三百十一号

昭和五十二年一月二十八日

福生市長 石 川 常太郎 印

福生市議会議長

貫 井 喜代次 殿

議案の送付について

昭和五十二年第一回福生市議会臨時会に提案するため、次の議案を送付します。

一 議案第一号 昭和五十一年度福生市一般会計補正予算（第七号）